教師サイドにおける「思考・判断・表現」についての一考察 - 学生によるジェンダー問題に関する学習指導案作成を通して - 藤原 健剛*

1 はじめに

新学習指導要領では旧指導要領の表現をほぼ引き継いで、「思考力、判断力、表現力等を育成すること」を育成すべき資質・能力の中核に据えている。これは勿論、生徒の思考力、判断力、表現力を育てることを指しているのであるが、それでは指導する私たち教師の側にこの能力は備わっているのであろうか。とりわけ、人権にかかわる内容を扱う際に「表現」を誤れば、生徒を大きく傷つけることになる。教師は感覚を研ぎ澄ませて「思考し、判断し」そして「表現する」必要がある。

今回報告するのは、社会科・公民科教育法Ⅱの授業において、模擬授業でジェンダー問題を扱った学生の一つの疑問から派生した「授業で何を目標にし、生徒にどのように伝えるか」をテーマとした一連の考察の記録である。

2 経緯

社会科・公民科教育法 II の授業は主に次のような方法で進めている。学生が模擬授業を行ったのち、生徒役の学生がその授業の評価及び改善点を発表し、担当教師がコメントする。その後、宿題として生徒役の学生は評価表をメールで教師に提出し、教師は添削済みの学習指導案とともに学生の評価表(全員分)と授業後のレポート用紙を授業者に送る。授業者は教師の添削と生徒役学生の評価表を参考に学習指導案の【完成版】をつくり、レポートとともに提出する。授業後の一連の動きはすべてMy KONAN (甲南大学のメールシステム)を通じて行われる。

ジェンダー問題を扱ったある学生(**Mさん**)の授業後レポートが提出される。**Mさん**は教科書(帝国書院『高等学校 公共』p.15)の次の記述に違和感を持っていた。

今求められているのは多様な性を認める態度に加えて、初めから多様であるこの世界を多様なまま認識する態度である。性について考えることは、相手の価値観を尊重して、対話を重ね、相手の立場に立って考える想像力を共に育てていくこと、ひいては、多様な他者と共に生きる豊かな社会をつくり上げていくことにつながっている。

Wさんは、模擬授業の冒頭で自分の学習指導案の次の個所を自ら訂正していた(見え消し部分)。

多様な性を認める態度、はじめから多様であることを多様なまま認識する・受け入れる態度が現代の 社会では求められており、社会活動の面では男女で区別するべきではないという考えになっていること を伝える。

そして、提出された授業後のレポートが次の文章である(原文のまま、下線は筆者が引いた)。

^{*} 甲南大学経済学部・教職教育センター 特任教授

模擬授業をした感想を述べなさい。

授業の内容をどういった言葉で伝えるかずっと悩んでいた。模擬授業であるから本番(実際の高校生徒の前で授 業をするとき)よりも幾分か失敗は許されている場であったとしても、この単元では私の言葉1つで誰かを深く傷 つけかねない、そういった意味では教科書に限りなく忠実に授業を進める方が無難だと思ったが、私がこの授業を するとしたらそこで終わらせたくはないという気持ちもあった。特に教科書の最終段落にある「今求められている のは多様な性を認める態度、最初から多様である世界を多様なまま認識する態度である | という文に私は違和感を 持った。「認める」という言葉には主に「目の前にある存在を知覚する、目の前にあるものとして理解する」の意 味があるが、文脈的にも社会の動向的にも「多様な性を受け入れる態度」と解釈されかねないし、実際に「認め る | という言葉が「受け入れる | の意味を全く含まないわけでもない。私がこういったニュアンスにここまでこだ わるのは「受け入れる」としてしまえば、それは多様性の強要になって、本当の多様性ではないと感じたからであ る。そういった性を持った人がいると理解できることとそこに納得したり受け入れたりするのは別問題で、どうし ても納得できない・受け入れられないそれも含めて多様性であると考えている。(そこで受け入れるという言葉を 使ってしまうとどうしても受け入れられないと思う人を排除する、そのように感じている人が生きづらくなるとも 思う。)よって、「受け入れる」の言葉は適切でないとした。模擬授業の想定ではここまで話して「私はこう思うの ですが、皆さんはどう考えますか?」と問いかけるところまでしたかったが、追いつかなかったところは反省点で あると思う。それにプラスして、ジェンダーの問題を議論するときにはその視点が性的少数者に向きがちで、そう でない人たちは問題視の外になりがちだなとも感じていて、授業の中で(特に机間指導での助言で)両方の立場が 生きやすく納得できる社会をつくるには、という議論にもっていきたかったがそれもあまりできずに終わってし まったと感じて、まだまだ改善点は多くあるし、他の人がこの問題に対してどんなふうに捉えているのか、クラス のみんなならどう伝えるのか、現役の先生はどうやって伝えているのか知りたいと思った。

筆者は**Mさん**と相談の上、クラスの学生に対して上記レポートを提示したうえで、「下線部の**Mさん**の問いかけに応えてください」と呼びかけ、1週間の時間をおいてMy KONANで返事を回収した。

学生には、「ファイルはすべてMさんに送ります。 2週間後の授業でいくつかの主だった意見をフィードバックします」と伝えていた。全員がMさんの問いかけをしっかり受け止め、真摯に返事を書いてくれた。時間をかけて考えた跡がうかがえる文章が沢山見られた。筆者は心を動かされ、Mさんとも相談して、急遽授業で次のように呼びかけた。「書いてくれた文章は、本来受講生個人がMさんに宛てた手紙のようなものであり、Mさんと私にしか読まれることを想定していなかった文章です。しかし、学びの材料になる文章が多かったので「公開可」の了承が得られる学生の文章は是非クラスで共有したい」。さらに、「重要で、且つ取り扱いに配慮が必要な授業項目なので、多くの貴重な意見が集まった滅多にない機会だから、Mさんの学習指導案をベースに指導案作りの勉強会を開きたい。第1回目は12月7日の18時から行います。急なことでもあるし、アルバイトなどの予定もあるだろうから、無理のない人は参加してほしい」と呼びかけた。クラス23名のうち10名が文章の「公開可」、そしてMさんを含めて4名(Sさん、Nさん、Hさん)が勉強会に参加し、筆者を含めて5人で議論が始まった。

以下は、「公開可」で、且つ「本報告書に掲載可」のうち数人の文章である。

Sさん(全文)

個人的な意見から書くとすると、多様性を受け入れられない人を作らないようにするために教員はこの単元の話をするべきだと思っています。多様性を受け入れない多様性というのは存在するべきではありません。何故なら、多様性を受け入れていない段階でその人は多様ではないからです。もちろん、多様性をどうしても受け入れられない、納得できない生徒は出てくる可能性はあります。しかし、それは納得できないという意見を持った子に対して別口でフォローするべきであり、教員が受け入れなくてもいいという態度をとるのは違うと思います。あくまで、多様性を認めない生徒が少なくなるようにするのが教員としての役割だと思います。そこで、無理に受け入れなくてもいいというスタンスをとってしまうと、受け入れようとしない生徒が増えかねません。

ただ、多様性を受け入れられないからという理由でその生徒が排除されるのも違うと思います。だからこそ、そういった生徒にはフォローが必要だと思います。生徒それぞれの感想を個別に聞きとって面談を行ったり、意見が 過激すぎる生徒には改めてフィードバックを行ったりする必要もあるでしょう。

Nさん(全文)

まず、前提として個人的には「受け入れる」という行為自体は任意の行為であると考えています。確かに「受け入れる」という行為には「仲間に入れる」や「考慮、配慮する」という行動が伴い、「受け入れる社会にする」ということは「その存在を認知する」以上のものが発生することも理解します。だからこそ「受け入れるべきである」という言葉が存在しているのではないかと思っています。任意の行為でなければ「~すべき」という言い方はしないはずですし、「受け入れる社会」というのがその社会に属する人に強制力を持つとは思いません。確かに「受け入れるべきである」という風に発言、表現するのならば「受け入れない多様性」を排除する行為になってしまうでしょうが、「受け入れる(受け入れていく)社会」に属しているとは言え、本人が本当にそれを受け入れるのかどうかは個人の判断であるのではないでしょうか。個々人にはそれぞれ受け入れたくないものはあるはずです(私にもあります)が、性、ジェンダーについては「社会として受け入れていく」ことを必要とする問題な以上、「受け入れる」という言葉を使っても何らおかしくないのではないかと思います。

次に、上記の文章を読んでなんとなくですが私とはとらえ方が違うのではないかと感じました。「多様な性を認める態度」の部分は確かに「多様な性を受け入れる」というニュアンスを含んでいるとは思うのですが、「最初から多様である世界を多様なまま認識する態度」という部分に「受け入れる」というニュアンスが含まれているのかが疑問に思います。「最初から多様である世界を認識する」ということは「世界は(個人が受け入れる受け入れない関係なしに)最初から多様であることを理解する」という意味なのではないでしょうか。つまり、「最初から多様である世界」というのをある一つの「事実」として認識する(「多様なまま」のうちの大きな要因の一つです)ことついては、「個人が受け入れるかどうか」という判断はそこに伴わないのではないかと文章だけを読んでとらえました。個人的な認識なので見解の相違だらけだとは思うのですが、以上の認識によって私ならこの文章「最初から多様である世界を多様なまま認識する態度」からは「認識する」=「受け入れる」という構図にはならないのではないかと思います。

私が生徒たちにこの問題について伝える場合、「社会」と「個人」を切り離した上で考えるように言うと思います(差別を助長してしまうリスクもあるかもしれませんが)。社会としては「多様性」を受け入れなければならないはずであり、そこに「受け入れない多様性」と言い出してしまうと何もできなくなってしまうでしょう。しかし、Mさんの言うように「個人」には「受け入れるかどうか決める自由」があるわけですし、(言い方はよくないかもしれませんが)嫌いなもの、苦手なものを強制的に受け入れることはかなり辛い行為であるのは私がよくわかっています。だからこそできることならば「強制化」はさせたくないと思っています。但し、「個人の思想の自由」を盾として差別やいじめが助長されるような行為を行うのは絶対によくありません。それこそ、「社会」が「多様性」を「受け入れなければ」、差別やいじめは助長されていくはずであり、そのような問題が出ているからこそ「社会」は「受け入れなければならない」とされているのではないでしょうか。以上の点から私は「社会として」と「個人として」を分け、「自分の思いや考えは自由であるが、それを他者に押し付けたり自分が正しいと思い込んで行動したりしないように」と注意を行った上で性や価値観の「多様性」について考えさせるとさらに学びが深まるのかなと思いました。

Hさん (一部)

私はこの問題を社会が生んでしまったものであるという風に考えています。LGBT理解増進法の成立でかえって、当事者の方たちが生活しづらくなったという事例(歌舞伎町のジェンダーレストイレなど)があるように、社会からの理解が適切に進んでいないことが、この問題の根底にあるように考えています。私はその問題が生まれた原因に、一般の人々(この表現も不適切ですが)>LGBTQの人々といった考えが、一般の人々の根底にあるからではないかと思っていて、このような考えが生まれた背景にはおそらくLGBTQの人々を数年前までは、性的少数者(性的マイノリティー)として社会が認識していたことが、上で述べたような考えを生んでしまった原因ではないかと私は考えています。ではこのような背景を持つと考えられるこの問題をどのようにして生徒たちに授業を通して伝えるかですが、私は教科書に記載のある内容(多様な性を認める態度、はじめから多様であることを多様なまま認識する態度が現代の社会では求められており、社会活動の面では男女で区別するべきではないという考えになっていることを伝える)も授業で伝えつつも、真にLGBTQ当事者に求められることは何か(Mさんが模擬授業で問いかけようとしたように)をこれまで私が述べてきたことや歴史的過程等を説明しながら、訳ねてみるのがいいかなと思いました。(多様性の受容を強要しないようにするためには政府の見解 |教科書等の記載|、Mさん自身の考え |先生の意見| これら両方の意見を平等に説明することが多様な選択肢を生徒に残したままその選択については委ねることができるのでベストかなと思いました。)

Uさん(一部)

性的少数者の人権が侵されて生きにくい世の中は変えていかなければならない。しかし、全員が受け入れる社会を作ろうとすることは違うのかなと思う。では、どのような授業をしていくのかについて考えていく。自分は今回の授業は、「多様な性」について考えるきっかけを与える授業にしたい。社会には自分とは価値観や考え方が違うかもしれない人がいるということを知り考えるきっかけにしていきたい。「多様な性を認める態度」という部分については、受けいれるということではなく性の認識などが違うことを理由にして差別や偏見を行ってはいけないという意味で伝えていきたいと思う。この単元は、他の単元に比べて生徒個人の内面に踏み込んでいく部分が多いので言葉遣いに気を付けて取り組んでいきたい。

3 指導案作りの勉強会

1回目 指導案の目標を決め、指導の方向性を固めた。

勉強会では次の意見が出された。

- ・多様性を受け入れるという方向性があり、そこを目指すというスタンスを教師は持たないといけないが、しかしそれを無理に生徒に強要してはいけない。
- ・LGBT理解増進法について、制定の意図と反対意見の紹介が必要ではないか。
- ・教育の役割の一つに、他者を共感的に理解し、相手を尊重する態度を養うことが挙げられる。

議論を経て、目標と指導の方向性が決められた。

本時の目標 性差を越えた平等を実現するための取り組み、ジェンダーをめぐる様々な社会問題、 多様な性が存在することについて理解する。その上で、多様な性のあり方が認められ る社会に向けて自分の考えを持ち、他の立場を尊重しながら適切に表現できる。

なお、板書用に「本時の目標」を簡略化した「本時のめあて」を次のように決めた。

本時のめあて 多様な性のあり方が認められる社会に向けて自分の考えを持つことができる。

指導の方向性 具体的な事例を通して理解に導く。ジェンダーに関する問題、特に性的少数者に関する問題については、その「生きづらさ」を共感的に理解し、自分を見つめなおし、自らの変容を模索しながら、豊かな共生社会をつくりあげていこうとする姿勢を育てる。

2回目 指導案をプロジェクターに映しながら議論し、文言を検討した。

また、教科書の記述の違和感を解消するとすれば、どのような文言にすべきかについて話し合い、次の表現で一致した。

今求められているのは初めから多様であるこの世界を多様なまま認識し、性についてもその多様性を 認めていこうとする姿勢である。(以下は教科書と同じ)性について考えることは、相手の価値観を尊重 して、対話を重ね、相手の立場に立って考える想像力を共に育てていくこと、ひいては、多様な他者と 共に生きる豊かな社会をつくり上げていくことにつながっている。

3回目 できるだけ考え方(思考)、判断理由(判断)、教師の発する言葉(表現)を指導案に反映するように留意して指導案を検討した。

グループワークについては、配慮のない発言で傷つく生徒が出る可能性を考慮し実施しないことにした。今回は、法務省の人権啓発ビデオを視聴し、性的少数者の生きづらさについて共感的な理解に導き、視聴後、感想文を書かせることで理解を深める方針を決めた。

4回目 ワークシートを含めて検討を進め、指導案を完成させた。

以下が、本学習会がクラスの受講生の意見を吸収しながら、Mさんの学習指導案をベースにして作成した【完成版】である。

学習会の様子



公民科 (公共) 学習指導案

授業者 M

日 時 令和5年4月24日 月曜日 2限

対 象 ○○高等学校 2年1組 30名

場 所 2年1組 HR 教室

1 単元名 第1部 1章1節 青年期と社会参画

使用教材 『高等学校 公共』 帝国書院(教科書)

2 本時のめあて 教科書 p. 14~p. 15

「多様な性のあり方が認められる社会に向けて自分の考えを持つことができる。」

3 授業観について

〇生徒観

2年生全体では、勉強や授業に対して意欲的に取り組んでいる生徒が多い中で、他の科目の 勉強をしている生徒も何人か見受けられる。1組は授業中に私語をすることもなく真剣に授業 に参加している。発問に対して自発的に挙手して発言する生徒は毎回同じであるが、自発的に 発言しない生徒も指名すれば回答する。

○教材観

社会の現状や諸課題、人間の生き方について考察していくために、社会をつくる個人と社会の関係性に視点を置き、必要な知識や概念・理念について学ぶ。また、それを基に自分も含めた多様な立場を想定して社会の諸問題を多面的に捉え、それぞれの立場が尊重されるように広い視野で多角的に考察することができる。

〇指導観

本単元では、現代社会の実態や青年期について扱い、自分自身について考えるとともに社会に出て活動し働いて生活していく上で必要な知識と考え方を学ぶ。内面的な問題を取り扱う項目が多いため抽象的な内容もあり、そのまま伝えるだけでは生徒は難しく感じ、関心を失う可能性がある。

そのため、抽象的な内容を実生活に即した事例や写真、図表や動画を用いて説明し、理解に 導くようにする。また、評価が分かれる時事問題を積極的に取り上げることで授業に臨場感を 持たせるとともに自分の意見を持ちながらも他者の考えも尊重できるようにする。

4 単元目標

現代社会の特徴や諸問題、青年期にある自らのこと、人間のあり方や生き方についての知識を学び理解した上で、社会の諸問題や自分の生き方について考察することができ、それらを適切に表現することができる。

5 単元の評価規準

【ア】知識・技能	【イ】思考・判断・表現	【ウ】主体的に学習に取り組む態度		
自らを見つめ直すとともに	自分自身のあり方生き方につい	学んだことを基に自らの考えを構築		
豊かな共生社会を構築する	て悩み考えるとともに社会との	しようとしている。		
ために必要な知識を理解し、	関わり方について思考し、考え	自らよりよく生きようとするととも		
身につけている。	をまとめ、表現できる。	に豊かな共生社会の実現に向けて積		
		極的に参画しようとしている。		

6 単元の指導計画

第1時 私たちの生きる現代社会

第2時 青年期について考えよう

第3時 悩むことについて考えよう

第4時 ジェンダーについて考えよう 【本時 p. 14~p. 15】

第5時 学ぶことについて考えよう

第6時 社会参画とキャリアについて考えよう

7 本時の目標

性差を越えた平等を実現するための取り組み、ジェンダーをめぐる様々な社会問題、多様な性が存在することについて理解する。その上で、多様な性のあり方が認められる社会に向けて自分の考えを持ち、他の立場を尊重しながら適切に表現できる。

8 本時の展開 説明はワークシート・パワーポイント (PP)・板書を併用して行う。

	学習内容・学習活動	指導及び指導上の留意点	評価の観点		
導入	1 男女の性差について考え	1 男女で分けられているものを	自分の経験から男		
(5分)	る。(3分)	考えさせる。	女の性差で分けら		
	予想される生徒の回答	生物学的性差だけでなく性差に	れていることを導		
	・「お手洗い」「お風呂」	よって分けられた役割分担など	き出せる。【ア】		
	・「男は仕事、女は家庭」	があることもヒントとして示す。	積極的に回答しよ		
	(p. 14 資料 2 は後で使用す		うとしている。		
	る)・「亭主関白」・「制服」・「男	教師の発言例	【ウ】		
	子校、女子校」・「女性専用車両」	「沢山の例が出ましたね。この中			
	など。	には合理的なものも不合理なも			
		のもありそうですね。今日は性の			
		あり方について考える時間にし			
		ます。」			
	2 本時で学ぶことを知る。	2 板書で「本時のめあて」を明			
	(2分)	示する。			
	多様な性のあり方が認められる社会に向けて自分の考えを持つことができる。				

	T		
		本時の内容は個人の尊厳に関わる非常にデリケートな内容も含	
		まれるので、授業の中で発言の強	
		要をしないことを生徒に伝える。	
展開	3 グラフを読み解く。(3分)	3 「男は仕事、女は家庭」とい	積極的に考え、回
(40分)	予想される生徒の回答	う考え方を取り上げ、p. 14 の 2	答しようとしてい
	・日本では年代とともにこのよ	のグラフを読み解く。挙手で回答	る。【イ・ウ】
	うな考え方は薄れている。	を求める。	
	・このような考え方は日本だけ		
	ではない。		
	現代社会の男女の性差に対する	(上で見たように)近年「社会は、	現代の男女の役割
	考え方の傾向について知る。	平等である男女が共に協力しあ	に対する考え方の
		ってつくり上げるもの」という意識が広がっていることを説明す	傾向を理解できている。【ア】
		一	('a, [/]
		.∿°	
	4 男女雇用機会均等法、男女共	 4 (これを受けて) 日本でも男	男女の平等に向け
	同参画社会基本法の基本理念を	女平等に向けた法的整備が進ん	た2つの法律につ
	理解する。(3分)	でいることを2つの法律を取り	いてその基本理念
	2つの法律の制定年から、近年	上げて要点をワークシートで説	を理解できてい
	になって男女平等に向けた法的	明する。	る。【ア】
	な整備が進んできたことを理解	両法律の主な条文は教科書の巻	
	する。	末に記載されており、後の項目で	
		詳しく取り扱うことを伝える。	
	5 「男らしさ、女らしさ」につ	5 ボーヴォワールの言葉「人は	日々の生活の中か
	いて考える。(2分)	女に生まれるのではない、女にな	らも男女差を生む
	この概念が意識や社会制度から	るのだ」という言葉を用いながら	概念が形成される
	も生まれてくることを知る。	「男らしさ、女らしさ」という概	ことを理解してい
	010000	念が意識や社会制度からも形成	る。【ア】
		されることを説明する。	
		「男らしさ、女らしさ」は悪口で	
		はないが、そのような言葉は慎重	
		に取り扱わなければならないこ	
		とを説明する。	
	6 ジェンダーについて考える。	6 生物学的な性差(セックス)	セックスとジェン
	(4分)	とは別に社会的に作られた性差	ダーの区別ができ
		のことを「ジェンダー」というこした説明する	(いる。【ア】
		とを説明する。	

予想される生徒の回答
・「ジェンダーレス (オールジェンダー)トイレ」・スラックスとスカートを選択できる制服(いずれも教科書に記載)・看護師さ

ん・保育士さん

ジェンダー平等に向けた取り組 みがなされている例を考えさせ、 教師側からも例を紹介する。

・男性の育児休暇取得・管理職の クオータ制導入

・飛行機の機内アナウンスが 「Ladies and Gentlemen」から 「Everyone」に変更 積極的に考え、回 答しようとしてい る。【イ・ウ】

7 性的少数者を理解していこ うとする。(25分) 7 性的少数者 (セクシュアルマ イノリティ) のことを総称して LGBT と呼ぶことを説明する。

分)を視聴させる。

LGBT と呼ぶことを説明する。 法務省人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために 性的 マイノリティと人権」の前半(12

LGBT の意味を理解 している。【ア】

性的少数者のことを知り、その感情や悩みを共感的に 理解しようとしている。【ア・イ・ウ】

ビデオのトランスジェンダーの 中学生のように、多くの性的少 数者にとって、自分の性自認や 性的指向を理解されないこと は、人格否定につながる悩みで あることを理解する。

- ・カミングアウトを促してはならないことを理解する。
- ・アウティングの危険性を想像 できる。

自分の思いを整理する。

自分の思いをまとめる時間を設ける。(2分)

全員に感想文を課題として出し、 次の時間に個別に回収すること を伝える。 自分の思いを整理 し、適切に表現で きる。【イ】

性について、体の性、心の性、 恋愛対象の面から理解する。 ワークシートと PP で性的少数者のことを生物学的性(体の性)、性自認(心の性)、性的指向(恋愛対象)の観点から図示して説明するとともに、性的少数者の悩みについて共感的な理解に導く。ワークシートの注で「性別不合」について補足説明する。

性の多様性につい て理解し、それを 個性として捉えよ うとしている。

【ア・イ】

教師の発言例

「ワークの図中に矢印で示したように、性的多数者も含めて性のあり方は本来多様です。今求められているのはその多様性を多様なまま認めていこうとする姿勢です。社会活動の面で性自認や性的指向で差別があってはなりません。」

SOGI が性自認や性的指向につ いてのより広い概念であること を理解する。

SOGI とは性自認と性的指向を性 的少数者に限らない全ての人に 適用する概念であることを説明 する。また、何気ない会話でもハ ラスメントにつながる可能性を 持っており、性別の話題を伴う会 話はよく考えながら行う必要が あることも伝える。

LGBT と SOGI のそ れぞれの概念につ いて理解できてい る。【ア】

SOGI ハラの「例」で、人に嫌な 思いをさせることがハラスメン トであることを認識する。

上記の内容を p. 15 上の「コラム SOGI ハラについて考える |の「例 | で説明する。

どのような内容・ 表現が人を不快に させるかを想像で きる。【イ】

否両面から理解しようとする。

「LGBT 理解増進法」について賛 時事問題として、令和5年6月に 公布された「LGBT 理解増進法」 の理念について触れ、この法律に 反対する立場もあることを伝え る。次の内容を PP で示しゆっく り口頭で説明する。ここでは問題 提起にとどめる。

物事を多面的に捉 えようとするとと もに問題意識を継 続して持とうとし ている。【イ・ウ】

同法では、基本理念(3条)を「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデ ンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として 尊重されるものである」とした上で、「全ての国民が安心して生活することができ ることとなるよう、留意する」(12条)と記している。しかし、同法に反対の立場の 人は、「差別禁止法の制定を求めてきたのに逆行である。また、この法律では LGBT の人たちが国民の生活を脅かすような存在とされている」として批判している。

8 家族のあり方を見直す動き の中で「同性婚」に関する問題 が今後の課題になっていること を理解する。(3分)

8 日本のジェンダーに関わる課 題の1つに「同性婚」があること を説明する。世界の流れでは、同 性婚を認める傾向にあり、日本の 中でも「パートナーシップ制度」 を採用する自治体はあるが、法的 効力がないため相続や保険の被 扶養者などが認められていない ことも説明する。 教科書の p. 77 に「同性婚」の特

集があることを紹介する。

新しい価値観につ いて前向きに考え ていこうとしてい る。【ウ】

まとめ	9 本時で学習した内容を振り	9 本時のポイントを自分の言葉	本時で学習した内
(5分)	返り、自分の言葉で整理する。	で整理し挙手で発表させる。必要	容を理解し、適切
	多様な性のあり方が認められる	があれば補足説明を行う。	な表現で発表でき
	社会に向けて自分の考えを持つ	本時で学習したことは考える練	ている。【ア・イ】
	ことができる。(5分)	習でもあって、自分の意見を持つ	
		というのはその考えを貫き通す	性についてもその
		というわけではなく、多くの意見	多様性を認めてい
		を聞いて常に自分の考えをアッ	こうとする姿勢を
		プデートしていってほしいこと	持っている。【ウ】
		を伝える。	

《ジェンダーについて考えよう》

めあて「多様な性のあり方が認められる社会に向けて自分の考えを持つことができる」

- ◎現在の社会→社会とは、平等である男女が共に協力しあってつくり上げるものという考え方 =社会活動の面では男女を区別すべきではないという理念
 - → (① 男女雇用機会均等法): 1985 年制定 雇用機会における男女差別の撤廃
 - → (②) 男女共同参画社会基本法): 1999 年制定 雇用以外でも男女差別の禁止を謳った

◎「男らしさ、女らしさ」などの「らしさ」は、意識や社会制度の面から形成されている面がある!!

→ (③) ボーヴォワール): 1908-1986 年、フランスの思想家

「人は女に生まれるのではない、女になるのだ」

〈性差を越えた平等の実現〉

◎(④)ジェンダー): 社会的につくられた性差⇔生物学的な性差(=セックス)

⊚ (⑤ LGBT): 性的少数者の総称

→性的指向が同性や男女両方に向かう人たち、心と体の性が不一致な性自認の人たちなど

):性的指向と性自認について全ての人が関わる概念 © (6) SOGI ↓性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった言葉

法務省人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」から https://youtu.be/G9DhghaAxlo?si=oGi-Q3GXg iBFZ7

Α	生物学的性(セックス=体の性)	男性〇	女性〇
В	性自認(ジェンダーアイデンティティ=心の性)	•	-
С	性的指向(恋愛対象)	4	-

男性で○が縦に並ぶ人:ゲイ(G) 女性で○が縦に並ぶ人:レズビアン(L)

Cの欄で両方に○がつく人: バイセクシャル(B)

A と B の欄の〇が縦に並ばない人: トランスジェンダー(T)

◎ 図中に矢印で示したように性的多数者も含めて性のあり方は本来多様であり、今求められているのはその多 様性を多様なまま認めていこうとする姿勢である。

注: 2019 年、WHO はビデオで表現されていた「性同一性障害」を「精神障害」の分類から除外し、「性の健康 に関連する**状態**」の「性別不合」に変更した。

◎ 【時事問題】LGBT 理解増進法について自分で調べて考えよう。

〈同性婚について〉p.77 に特集。

◎日本の同性婚→「パートナーシップ制度」を制定する自治体もある。

課題 法的効力がない!=相続、保険の被扶養者などが認められない。

∧まとめ∧

◎「多様な性のあり方が認められる社会に向けて自分の考えをアップデートしていく」

	ことするならば				
0 温	って書きなさい。 もしくは周りに同じような立場の人がいるとするならば				
一	に同じような				
() 組 () 番	7書きなさい,しくは周り				
()	法務省のビデオを見て、思ったこと、感じたことについて書きなさい。 また、もし自分が同じ立場であればどうするだろうか、もしくは周りにどうするか、についても書きなさい。				
	のビデオを見て、思ったこと、感じたことについもし自分が同じ立場であればどうするだろうか、るか、についても書きなさい。				
4.5	法務省のビデオを見て、思ったこと、また、もし自分が同じ立場であればとどうするか、についても書きなさい。				
隔離ケード	レビデオを見 し自分が同 か、につい、				
源。	法務省の また、も どうする				